道路位置指定の流れ

20150401

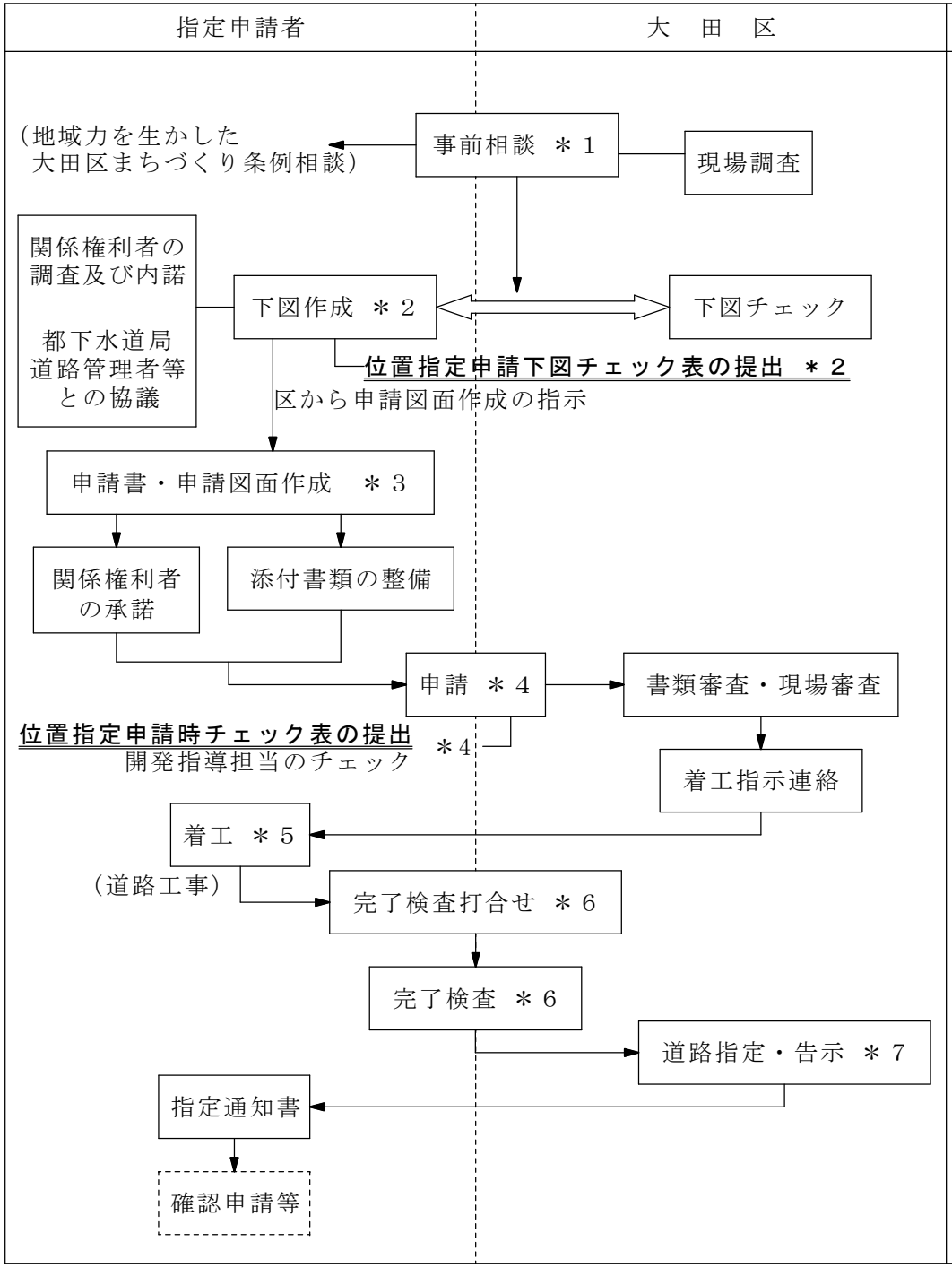

打合せ事項・注意事項

＊１　事前相談

1 開発行為の規模が500㎡未満であること。
2 法施行令第144条の4の基準、区規則及び区技術基準を確認する。
3 前面道路の取扱いと幅員を確認する。（道路拡幅など）
4 承諾を得る関係権利者の範囲を確認する。
5 位置指定道路を新設又は指定取消しする場合、隣接する既存建物等の法チェックを要する。
6 申請用紙、申請図面の記入方法を打ち合わせる。
7 排水施設の整備については東京都下水道局と、区道の掘削等については道路管理者と打ち合わせる。
8 地域力を生かした大田区まちづくり条例にかかる場合は、まちづくり管理課開発指導担当に要件を確認する。

＊２　下図作成

1 法施行令第144条の4の基準、区規則及び区技術基準を確認する。
2 申請図面の下図（白焼き等）を1部提出する。
3 位置指定申請下図チェック表を確認してチェックを入れ、提出する。
4 区は申請図面に必要事項の記載があるか、誤記がないか、関係権利者に漏れはないか等チェックする。

＊３　申請書・申請図面の作成

1 下図の修正がすべて終わり、区から申請図面作成の指示が出たら、申請書類を作成する。
2 関係権利者の承諾実印、登記事項証明書、印鑑証明書、その他区から指示のあった書類を整える。

＊４　申請

1 地域力を生かした大田区まちづくり条例にかかる場合は、協定書(写)を添付する。
2 位置指定申請時チェック表を確認してチェックを入れ、提出する。
3 申請書「※受付欄」にまちづくり管理課開発指導担当の確認印を押印してもらい、提出する。

＊５　着工

1 申請から30日経っても着工できないときは、その理由を届け出る。
2 道路の位置を示す標識杭の埋設。
3 L型側溝、排水設備等を整備する。

＊６　完了検査

1 工事完了の1週間程度前までに連絡をして検査日を決定する。
2 代理人又は現場責任者が立ち会う。
3 巻尺、下げ振り、水糸、排水桝蓋を開けられる金物等を用意する。

＊７　道路指定・告示

1 完了検査から指定告示まで約1週間を要する。